

徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務仕様書

本仕様書は、徳島県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託について、仕様を定めるものであり、以下本文中「徳島県」を甲、「受託者」を乙という。

1 業務の名称

徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務

2 委託の目的

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権について、専門的な知識と経験を有する者に回収業務を委託することにより、回収を促進し、滞納金の縮減を図るとともに、連絡がとれない等不明者の居所調査等を実施し、今後の円滑な催告業務に資することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 委託債権の詳細

委託する債権は、甲が実施する、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」における未収金のうち、以下（１）の条件を満たす債権で、甲が選定したもの。

なお、以下（２）に該当する債権は除くものとし、委託契約後に該当することとなった場合も同様とする。

（１）委託する債権

原則として、令和7年3月末までに発生した未収債権を対象とする。

なお、回収状況により債権が減額する場合がある。

（２）除外する債権

ア 訴訟等の法的措置を実施している債権

イ 破産又は免責となった未払者に係る債権

ウ 償還金の支払を猶予している債権

エ 甲が自ら回収を行うと判断した債権

オ その他委託することが適切でないと判断する債権

(3) 委託対象債権の概要

委託件数、金額	約50件、約20,000千円 ※なお、委託債権の件数や金額は、委託料の上限（400千円）の範囲内において変動（追加、修正又は中止）することがある。 ※全調定済分だけでなく、一部調定分の債権も含まれている。
回収率	約 5.3 %（令和5年度実績）
収納率	現年度：92.7 % 過年度：8.2 %（令和6年度実績）

5 委託業務の内容

(1) 督促業務

ア 対象債権の借受人、連帯借主及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対する文書や電話等による督促

※乙は、甲から受託した旨の通知を、債務者等に対し、実施すること。

イ 債務者等の納付の意思及び納付予定時期等の確認

ウ 債務者等との聞き取り状況の記録

エ 債務者等からの照会への回答

オ 必要に応じて債務者等を訪問すること。（ただし、必ずしも債務者全員を訪問する必要はない。訪問が必要かどうかは乙に一任する。）

(2) 債権回収業務

ア 債務者等から回収する未収金の受入口座として、専用の普通預金口座（無利息）を設けること。

イ 銀行、郵便局、コンビニ等による債権の収納を行うこと。
なお、手数料は債務者等の負担とする。

(3) 債務者等から回収した未収金の甲への払込業務

ア 回収した未収金は、原則月締めにて、甲が指定する様式による納付書により翌月11日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその翌日）までに、甲が指定する口座に払い込むこと。また、その際に手数料が発生する場合は乙が負担すること。

イ 契約期間終了後に回収した未収金がある場合は、直ちに甲に報告の上、上記5（3）アの方法により払い込むこと。この場合の委託料及び振込手数料は支払われない。

(4) 債務者等に関する調査業務

- ア 転居等により請求先が不明となった債務者等について、居所・連絡先等の調査を行うこと。
- イ 債務者等の住所等について委託時から異動のあった事項を的確に把握すること。

(5) 債務者等との納付相談

- ア 債務者等の状況を把握するとともに、分納の相談等を受けた際には、甲の承認を受けたうえで収納業務を行うこと。

(6) 未収金回収に係る報告書の作成，報告義務

ア 定期報告

乙は、月末時点における対象債権について、原則、翌月 11 日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌日）までに次の書類を甲に提出すること。

【紙媒体】

- (ア) 受託債権の回収にかかる月次業務報告書
(受託債権の回収状況、管理状況、交渉状況等を記載したもの)
- (イ) 県への月次入金報告書（納入通知書兼領収書の写し）

【電子媒体】

- (ア) 乙が回収した収納情報を業務システムに取り込むために必要となる収納データ
(県が提供する指定様式に、収納のあった貸付番号、借受人氏名、収納額、債務者の収納日、県への入金日等を記載したもの)

イ 随時報告

乙は、次のいずれかに該当する場合は速やかに甲に報告すること。

- (ア) 委託した債権が 4（2）に該当することが判明した場合
- (イ) 支払方法についての相談があった場合
- (ウ) 所在調査業務により、居所等が判明した場合
- (エ) 債務者等とのトラブル、苦情があった場合
- (オ) その他債務者の状況等について、乙が個別に照会した場合

(7) 甲への助言業務

具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ア 債権回収結果の報告
- イ 受託債権について今後の見通し報告
- ウ 異業種の回収スキーム紹介及び業界に関する情報提供

6 提供する情報等

委託業務を遂行するにあたり、甲が提供する債務者の個人情報の提供範囲は、委託契約書締結時までにおいて把握しているものとし、その内容は下記のとおりとする。

また、甲は必要に応じて委託対象債務者の情報を乙に随時提供するものとする。

(1) 借受人の基本情報

貸付番号、氏名（漢字・カナ）、生年月日、住所（判明している場合）、電話番号（判明している場合）、未収金額

(2) 連帯借主・連帯保証人の基本情報

氏名、生年月日、住所（判明している場合）、電話番号（判明している場合）

(3) その他本業務を遂行するうえで必要な情報

業務開始前に、これまで対象者に対して償還指導を実施していた徳島県東部保健福祉局（徳島庁舎）地域福祉・こども家庭支援担当、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部（美波庁舎）防災・社会福祉担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部（三好庁舎）企画・地域連携担当の担当者と十分な引継ぎを行うとともに、業務開始後においても必要に応じて連携を図ること。

7 業務実施体制

(1) 総括責任者等の配置

本事業の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。

本契約に係る会計、人事管理等庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

総括責任者との兼務は妨げない。

(2) 実施体制表の作成

乙は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制を作成し、提出すること。

8 執行の適正を期するための検査等について

甲は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、乙に対して報告させ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 提出書類

(1) 委託業務実施計画書

乙は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書を作成し提出すること。

(2) 委託業務報告書

乙は、業務の進捗状況に係る報告書（月次・年次）を作成し提出すること。

(3) 委託業務完了報告書

乙は、業務完了後に、委託業務完了報告書を提出すること。

1 0 関係書類等の整備

乙は、本業務に関する関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間保管すること。

1 1 委託料

(1) 委託料の金額

本業務に係る委託料は、成功報酬及び事務費とする。

ア 成功報酬

(a) 成功報酬率については20%を上限とする。

(b) 本業務により乙が回収した金額に成功報酬率を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（1円未満の端数切捨）の合計を成功報酬とする。ただし、契約期間終了後に回収した未収金はこれに含まず、5（3）イのとおり扱うものとする。

イ 事務費

(a) 事務費は、1ヶ月あたり10千円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（1円未満の端数切捨）の合計とする。

なお、委託料は、回収実績金額によらず、400千円を上限とする。

(2) 支払方法

乙は、9（3）の委託業務完了報告書を提出し、甲の検査が完了した後、徳島県こども未来部こども家庭支援課へ請求書を提出すること。甲は本請求書受理後、30日以内に乙の指定する口座に委託料を支払うものとする。

1 2 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

乙は、この事業を実施するに当たり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年徳島県規則第1号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

乙は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

乙は、提供された情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）、徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則

第78号)、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

乙は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(6) 不当介入における通報義務

契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報を行わない場合は入札参加資格を停止することがある。

なお、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を実施することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

1.3 その他の留意事項

本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、甲及び乙と協議の上、定めるものとする。また、業務の実施に当たっては、甲と十分協議した上で行うこと。